

## 意見募集要領

### 1 意見募集対象

発信者情報開示の在り方に関する研究会中間とりまとめ(案)

### 2 意見募集の趣旨・目的・背景

インターネット上の情報流通の増加や、情報流通の基盤となるサービスの多様化、それに伴うインターネット上における権利侵害情報の流通の増加を踏まえ、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)における発信者情報開示の在り方等について検討するため、令和2年4月30日(木)から「発信者情報開示の在り方に関する研究会」(座長:曾我部 真裕 京都大学大学院 法学研究科 教授)を開催しています。

今般、本研究会の中間とりまとめ(案)を策定しましたので、本案について、令和2年7月16日(木)から同年8月14日(金)までの間、意見を募集することとします。

### 3 資料入手方法

電子政府の総合窓口[e-Gov](<https://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(<https://www.soumu.go.jp>)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布します。

### 4 提出期間

令和2年7月16日(木)から同年8月14日(金)まで(必着)  
(郵送についても、締切日に必着とします。)

### 5 提出様式

別添意見提出フォーマットに、氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、提出期限までに日本語で提出してください。

意見を補足する資料があれば、A4判(様式自由)で添付してください。

### 6 提出方法・提出先

意見は、次のいずれかの方法により送付するものとし、提出媒体は基本的には電子媒体としてください。なお、FAX又は郵送の場合、提出頂いた意見を電子媒体により提出していただくようお願いする場合があります。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

(1) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス: tcp-k\_atmark\_ml.soumu.go.jp

(スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。)

発信者情報開示の在り方に関する研究会 事務局 宛て

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(4)の電子政府の総合窓口(e-Gov)を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしくお願いたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(2) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課

発信者情報開示の在り方に関する研究会 事務局 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類: CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式: テキストファイル、マイクロソフト Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問合せください。)

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(3) FAX を利用する場合

FAX 番号: 03-5253-5868

担当電話: 03-5253-5843

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課

発信者情報開示の在り方に関する研究会 事務局 宛て

※担当者に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

#### (4) 電子政府の総合窓口〔e-Gov〕を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを利用する場合は、(1)の方法により提出してください。

### 7 留意事項

- ・ **本意見募集は、発信者情報開示の在り方に関する意見を対象としています。発信者情報開示制度以外のインターネット上の誹謗中傷への対応の在り方についての意見は、以下の意見募集が対象となりますので御注意ください。**  
**<インターネット上の誹謗中傷への対応の在り方についての意見募集(令和2年7月3日)>**  
**[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban18\\_01000086.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000086.html)**
- ・ 本意見募集(発信者情報開示の在り方に関する意見)で提出された御意見等につきましては、今後の会議における議論の参考とさせていただきます。
- ・ 提出された意見は、電子政府の総合窓口(e-Gov)及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課にて配布又は閲覧供します。
- ・ 意見等が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- ・ 御記入いただいた氏名(法人又は団体にあつてはその名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名)、住所(所在地)、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・ 提出された意見とともに、意見提出者名(法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で提出された方の氏名は含みません。)及び意見提出者(個人を含みます。)の属性(職業又は業種)を公表する場合があります。法人又は団体にあつてはその名称及び代表者氏名について匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。
- ・ 御意見等に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された御意見等は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された御意見等を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。

- ・ 提出された御意見等を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見等の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

#### 8. 連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課

担 当: 中川課長補佐、大澤専門職、行徳官、吉田官

電 話: 03-5253-5843

F A X: 03-5253-5868

電子メールアドレス: tcp-k\_atmark\_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直してください。